

三田市職員の特殊勤務手当条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例)</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、職員が新型コロナウイルス感染症(同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する作業に従事した場合における防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円)とする。</u></p> <p>以下省略</p>